

運輸審議会半年報

令和6年1月～6月

国土交通省運輸審議会

は し が き

令和6年1月から同年6月までの6ヶ月における運輸審議会の業務の概要を明らかにするため、運輸審議会半年報をここに刊行する。

この半年報は、運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第7条の規定に基づく業務報告書として作成したもので、同期間における運輸審議会の活動概要、事案等の処理状況、当審議会の委員の構成等を集録している。

この半年報が運輸に関する諸問題の理解の参考になれば幸いである。

運輸審議会半年報

令和6年1月～6月

I	今期の活動概要	2
II	運輸審議会審議事案等の処理状況	3
III	答申書	
1	鉄・軌道	
	令6第4001号 大阪市高速電気軌道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限設定の認可申請の認可申請について	4
2	自動車	
	令6第6001号 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示に関する諮問について	8
3	航空	
	令6第9001号 スプリング・ジャパン株式会社からの混雑空港運航許可申請について	27
IV	意見聴取	30
V	3項認定	31
VI	報告聴取	31
VII	委員の構成等	32

I 今期の活動概要

■ 概況

今期は、審議案件が4件あり、答申を3件（鉄・軌道1件、自動車1件、航空1件）、国土交通省設置法第15条第3項に該当する事案の認定（以下「3項認定」という。）を1件行った。

また、他にも諮問を受けた案件が1件（鉄・軌道1件）あり、審議を継続している。

1 審議案件

○ 鉄・軌道

2月14日に諮問された大阪市高速電気軌道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限設定の認可申請について、2月15日・29日、3月12日に審議のうえ、同月28日に申請者に対して意見聴取を実施した。更に4月2日・9日・16日に審議のうえ、同月23日に申請どおり認可することが適当である旨回答した。

5月20日に諮問された西日本旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更の認可申請について、同月21日・28日、6月11日・18日に審議を行い、その後も引き続き審議を継続している。

大阪市高速電気軌道株式会社からの軌道特許の申請について、6月13日に説明を聴取し、同月18日に3項認定を行った。

○ 自動車

1月10日に諮問された一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示事案について、同月11日・18日・25日に審議を行い、2月13日に東京都において運輸審議会主宰の公聴会を実施した。更に同月15日・22日・27日に審議のうえ、同月29日に諮問された案のとおり一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定めることが適当である旨答申した。

○ 航空

5月7日に諮問されたスプリング・ジャパン株式会社からの混雑空港運航許可申請について、同月9日・16日・23日・30日、6月4日・11日に審議のうえ、同月13日に許可することが適当である旨答申した。

2 その他案件

○ 現地調査

6月6日に国土交通省東京航空交通管制部について、現地調査を行った。

○ 報告聴取

7件の案件について報告を聴取した。

II 運輸審議会審議事案等の処理状況

〔 令和6年1月1日から
令和6年6月30日まで 〕

1 事案処理状況

区 分	鉄・軌道	自動車	航空	港湾	海運	運輸安全	その他	計
答 申 事 案 件 数	1	1	1	0	0	0	0	3
うち公聴会を開催	0	1	0	0	0	0	0	1
うち意見聴取を実施	1	0	0	0	0	0	0	1
3 項 認 定 事 案 件 数	1	0	0	0	0	0	0	1
事 後 通 知 事 案 件 数	1	0	0	0	0	0	0	1

(注) 本表における「答申事案件数」及び「3項認定事案件数」については、それぞれ答申を行った日及び3項認定を行った日を基準としている。

2 その他の状況

区 分	鉄・軌道	自動車	航空	港湾	海運	運輸安全	その他	計
過 去 の 答 申 に 基 づ く フ ォ ロ ー ア ッ プ 件 数	0	0	0	0	0	0	0	0
報 告 聴 取 件 数	2	2	1	0	0	1	1	7
現 地 調 査 件 数	0	0	1	0	0	0	0	1

Ⅲ 答申書

鉄・軌道

○国土交通省告示第 410 号（令和 5 年 5 月 14 日）

国 運 審 第 1 号
令和 6 年 4 月 23 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

運輸審議会会長 堀川 義弘

答 申 書

大阪市高速電気軌道株式会社からの鉄道の旅客運賃の
上限設定の認可申請について

令 6 第 4 0 0 1 号

令和 6 年 2 月 14 日付け国鉄事第 746 号をもって諮問された上記の事案
については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

大阪市高速電気軌道株式会社（以下「大阪メトロ」という。）からの申請に係る鉄道の旅客運賃の上限設定については、高速電気軌道第4号線（以下「中央線」という。）の延伸に伴う資本費等の回収が完了するまでの間、中央線のコスモスクエアから夢洲までの区間（以下「延伸区間」という。）を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合の加算運賃の上限として、次の額を認可することが適当である。

- | | |
|------------------|--------|
| 1. 普通旅客運賃 | 90円 |
| 2. 通勤定期旅客運賃（1ヶ月） | 3,370円 |
| 3. 通学定期旅客運賃（1ヶ月） | 1,520円 |

理 由

1. 申請者は、令和7年に大阪・関西万博の開催が予定され、その後に統合型リゾート（IR）の誘致が決定している夢洲への主要な交通アクセスとして延伸区間を整備し、令和6年度末の開業を予定している。

当該事業の枠組みは、大阪市がインフラ施設を整備・保有し、大阪メトロ及び株式会社大阪港トランスポートシステム（以下「OTS」という。）に無償で使用させ、OTSがインフラ外施設（鉄道線路、電気施設等）を整備・保有し、大阪メトロに有償で使用させ、大阪メトロが車両及び留置線を整備・保有するとともに、大阪市及びOTSからそれぞれ上記施設を借入れ、旅客の輸送を行うものである。また、大阪メトロがOTSに支払う線路使用料は、OTSにおける累積損益収支及び累積資金収支が20年で黒字転換するよう設定している。

申請者は、延伸区間を単独事業として考えた場合、基本運賃による収益のみでは、申請者に発生する資本費等の負担が困難であることから、受益者負担の観点より、延伸区間の利用者が負担する加算運賃を設定し、事業収支の均衡を目指すため、本申請に及んだものである。

2. 国土交通大臣は、鉄道運送事業者からの旅客運賃の上限の設定にあたっては、鉄道事業法第16条第2項に基づき、当該旅客運賃の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであることを確認のうえ、鉄道事業法第16条第1項の認可をするものとされている。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。また、申請内容に関し、申請者から意見聴取を行った。その結果は、次のとおりである。なお、本件については公聴会の開催の申出がなかったことから、公聴会は開催していない。

旅客運賃の上限を主文のとおり設定した場合、平年度（原価計算期間）である令和7年度から令和9年度までの3年間の運賃算定の基礎となる適正な総括原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）は10,185百万円、総収入は6,497百万円と推定されるので、差引き3,688百万円の不足を生ずるものと見込まれる。

また、上記平年度以外の期間について、申請者が20年を目安に延伸期間における累積損益収支及び累積資金収支を黒字化する計画とした理由、当該期間を通じての収支見通し、需要が変動した場合の想定を行っていること等を確認した。

4. 以上のように、本件申請に係る旅客運賃の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるので、本件申請は上記2.の認可基準に適合するものとして、鉄道事業法第16条第1項に基づき、国土交通大臣が本件申請を認可することは適当であると認める。ただし、「加算運賃の終了時期の判断方法と情報提供の方法について」（平成25年国鉄事第234号）にあるように、加算運賃は、主として新規路線の開業等に伴い発生する多額の資本費等を回収するために設定されたものであることから、資本費等の回収が完了するまでの期間に限る。

要望事項

国土交通大臣は、今般開業する中央線のコスモスクエア・夢洲間の需要が外部要因により大きく変動することが見込まれることに鑑み、同区間を運営する大阪メトロに対し、夢洲への主要な交通アクセスとして安全で安定した輸送の確保を図るよう、必要に応じて助言・指導を行っていただきたい。

自動車

○国土交通省告示第 184 号（令和 6 年 3 月 19 日）

国 運 審 第 5 5 号
令和 6 年 2 月 2 9 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

運輸審議会会長 堀川 義弘

答 申 書

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示
に関する諮問について

令 6 第 6 0 0 1 号

令和 6 年 1 月 1 0 日付け国自貨第 7 0 1 号をもって諮問された上記の事案については、令和 6 年 2 月 1 3 日に東京都において公聴会を開催し、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

貨物自動車運送事業法附則第1条の3第1項に基づく一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃については、別紙のとおり定めることが適当である。

理 由

1. 今般、国土交通大臣は、事業用自動車の運転者の労働条件を改善するとともに、一般貨物自動車運送事業の健全な運営を確保し、及びその担う貨物流通の機能の維持向上を図るため、別紙のとおり所要の見直しを加えた一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示案（以下「告示案」という。）について、当審議会に諮問したものである。
2. 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定めるにあたっては、貨物自動車運送事業法附則第1条の3第1項に基づき、当該事業の能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準とすることとされている。
3. 当審議会は、告示案の審議にあたり、公聴会において所管局の陳述及び公述人の公述を聴取するとともに、所管局から提出された資料及び聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は、次のとおりである。
 - (1) 告示案は、車両を貸し切る場合の貸切運賃について車種別、地方ブロック別に運賃表（距離制・時間制）を設定している。また、複数の荷主からの貨物を混載する場合等を念頭においた個建運賃、運送契約の条件や車両の特殊性等を踏まえた運賃割増率、待機時間料、積込料・取卸料、附帯業務料、利用運送手数料、有料道路利用料及びフェリー利用料等の運送以外の役務の対価等に係る料金並びに燃料サーチャージを設定している。

これらにつき、個別に①～⑨のとおり順次確認した。

 - ① 運賃表（距離制・時間制）については、能率的な経営を行っていると思われる一般貨物運送事業者の直近の原価調査結果、足下の燃料価格、全産業平均の人件費単価等を用いて算出した原価に利潤を足し合わせて設定している。
 - ② 個建運賃については、複数の荷主からの貨物を混載する場合等を念頭におき、運賃表を基に貨物の最大積載可能個数又は重量に各一般貨物運送事業者が定める基準積載率を加味して単価を算定する考え方を設定している。
 - ③ 運賃割増率については、運送契約の条件に応じた速達割増等の考え方を設定するとともに、車両の特殊性を踏まえた特殊車両割増率等を設定してい

る。

- ④待機時間料については、全産業平均の基準外人件費に利益率を加味して設定しており、荷待ち・荷役作業等に係る時間が合計2時間を超えた場合の待機時間料については、労働基準法に基づく割増率を適用した基準外人件費に利益率を加味して設定している。
- ⑤積込料・取卸料については、待機時間料の単価を基準として公共工事設計労務単価を参考に機械荷役及び手荷役に大別して対価の水準を設定しており、附帯業務料については、運賃とは別に実費として収受する旨設定している。
- ⑥利用運送手数料については、1回の備車にあたり収受する手数料として原価調査結果における平均的な水準を運賃とは別に収受する旨設定している。
- ⑦有料道路利用料については、有料道路を利用した区間の料金を別に定めるところにより収受する旨設定している。
- ⑧フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送における施設使用料その他の費用が発生した場合については、運賃とは別に実費として収受する旨設定している。
- ⑨燃料サーチャージについては、燃料価格の高騰を踏まえた基準価格を設定している。

(2) (1)において確認した設定は、直近の原価調査結果や統計資料等を基にしつつ、人件費について全産業平均の単価等を用いて算出している等合理性があり、1. で述べた趣旨を踏まえた合理的なものであると認められる。

4. 以上のように、告示案は、一般貨物自動車運送事業の能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準としたものであるので、国土交通大臣が上記2. の基準に適合するものとして別紙のとおり一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定めることは適当である。

要望事項

事業用自動車の運転者の労働条件を改善するとともに、一般貨物自動車運送事業の健全な運営を確保し、及びその担う貨物流通の機能の維持向上を図る観点から、今回見直された標準的な運賃が有効に活用されるよう、国土交通大臣は、以下の取組を行って頂きたい。

- (1) 標準的な運賃について、関係省庁や関係団体と連携して、一般貨物自動車運送事業者、荷主及び一般消費者に対して周知・徹底を図るとともに、荷主や一般消費者に理解と協力を求めること。また、荷主等との運賃交渉を実施していない一般貨物自動車運送事業者も少なくない現状を踏まえ、標準的な運賃の見直しの趣旨や活用方法等について、業界団体と連携して、一般貨物自動車運送事業者に対して必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 標準的な運賃の活用状況についての監視を強化し、関係省庁や業界団体と連携して、適正な取引を阻害する疑いがある荷主等に対し働きかけや要請等を行うことにより、その実効性の確保を図ること。また、今般の標準的な運賃の見直しが、他の関連施策と相まって、一般貨物自動車運送事業者が適正な運賃を収受し、持続可能な事業運営ができる環境の整備に寄与するよう、関係省庁や関係団体と連携して、必要な取組を行うこと。
- (3) 関係省庁と連携して、多重下請構造を含む商慣行の実態や物価動向等を把握するとともに、一般貨物自動車運送事業者による標準的な運賃の活用状況及び実際の契約額や事業用自動車の運転者の賃上げへの反映状況を定期的に評価・分析した上で、標準的な運賃について継続的に必要な改善・見直しを図ること。

I 距離制運賃表

北海道運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2 tクラス)	中型車 (4 tクラス)	大型車 (10 tクラス)	トレーラー (20 tクラス)
10km	13,220	15,340	20,190	25,740
20km	14,930	17,340	23,000	29,550
30km	16,640	19,340	25,810	33,350
40km	18,340	21,340	28,620	37,160
50km	20,050	23,330	31,430	40,960
60km	21,760	25,330	34,240	44,770
70km	23,470	27,330	37,040	48,570
80km	25,180	29,330	39,850	52,380
90km	26,890	31,330	42,660	56,180
100km	28,600	33,330	45,470	59,990
110km	30,290	35,280	48,170	63,640
120km	31,980	37,230	50,870	67,290
130km	33,670	39,180	53,580	70,940
140km	35,360	41,140	56,280	74,590
150km	37,050	43,090	58,980	78,240
160km	38,730	45,040	61,680	81,890
170km	40,420	47,000	64,380	85,540
180km	42,110	48,950	67,080	89,190
190km	43,800	50,900	69,790	92,840
200km	45,490	52,850	72,490	96,490
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,350	3,860	5,310	7,170
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	8,380	9,650	13,270	17,920

I 距離制運賃表

東北運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2 tクラス)	中型車 (4 tクラス)	大型車 (10 tクラス)	トレーラー (20 tクラス)
10km	13,180	15,360	19,930	25,570
20km	14,890	17,360	22,720	29,350
30km	16,590	19,360	25,500	33,130
40km	18,290	21,350	28,280	36,920
50km	19,990	23,350	31,060	40,700
60km	21,700	25,340	33,840	44,480
70km	23,400	27,340	36,630	48,260
80km	25,100	29,340	39,410	52,040
90km	26,800	31,330	42,190	55,820
100km	28,510	33,330	44,970	59,600
110km	30,190	35,280	47,650	63,230
120km	31,870	37,230	50,330	66,860
130km	33,550	39,180	53,010	70,490
140km	35,230	41,120	55,690	74,120
150km	36,910	43,070	58,360	77,740
160km	38,600	45,020	61,040	81,370
170km	40,280	46,970	63,720	85,000
180km	41,960	48,920	66,400	88,630
190km	43,640	50,870	69,080	92,260
200km	45,320	52,820	71,760	95,890
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,340	3,850	5,260	7,120
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	8,340	9,630	13,160	17,810

I 距離制運賃表

関東運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2 tクラス)	中型車 (4 tクラス)	大型車 (10 tクラス)	トレーラー (20 tクラス)
10km	15,790	18,190	23,060	29,070
20km	17,710	20,430	26,110	33,160
30km	19,630	22,660	29,160	37,240
40km	21,550	24,890	32,200	41,320
50km	23,480	27,130	35,250	45,400
60km	25,400	29,360	38,300	49,480
70km	27,320	31,590	41,340	53,570
80km	29,240	33,830	44,390	57,650
90km	31,160	36,060	47,440	61,730
100km	33,080	38,290	50,480	65,810
110km	35,010	40,500	53,450	69,770
120km	36,930	42,710	56,410	73,720
130km	38,850	44,920	59,370	77,680
140km	40,770	47,120	62,330	81,640
150km	42,690	49,330	65,300	85,590
160km	44,620	51,540	68,260	89,550
170km	46,540	53,740	71,220	93,500
180km	48,460	55,950	74,190	97,460
190km	50,380	58,160	77,150	101,420
200km	52,300	60,360	80,110	105,370
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,830	4,380	5,850	7,800
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	9,580	10,950	14,620	19,490

I 距離制運賃表

北陸信越運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2 tクラス)	中型車 (4 tクラス)	大型車 (10 tクラス)	トレーラー (20 tクラス)
10km	13,800	15,900	20,690	26,240
20km	15,550	17,940	23,530	30,070
30km	17,310	19,980	26,380	33,910
40km	19,060	22,020	29,220	37,740
50km	20,810	24,060	32,060	41,580
60km	22,560	26,100	34,900	45,410
70km	24,310	28,140	37,750	49,240
80km	26,070	30,180	40,590	53,080
90km	27,820	32,220	43,430	56,910
100km	29,570	34,260	46,270	60,740
110km	31,310	36,260	49,020	64,430
120km	33,040	38,260	51,760	68,120
130km	34,780	40,250	54,500	71,810
140km	36,510	42,250	57,240	75,500
150km	38,250	44,250	59,990	79,190
160km	39,980	46,250	62,730	82,880
170km	41,720	48,250	65,470	86,570
180km	43,460	50,250	68,220	90,260
190km	45,190	52,250	70,960	93,940
200km	46,930	54,250	73,700	97,630
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,450	3,950	5,400	7,250
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	8,620	9,890	13,490	18,130

I 距離制運賃表

中部運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2 tクラス)	中型車 (4 tクラス)	大型車 (10 tクラス)	トレーラー (20 tクラス)
10km	14,550	16,770	21,550	27,550
20km	16,360	18,880	24,460	31,480
30km	18,170	20,990	27,370	35,420
40km	19,980	23,100	30,280	39,360
50km	21,790	25,210	33,200	43,300
60km	23,600	27,320	36,110	47,240
70km	25,420	29,430	39,020	51,170
80km	27,230	31,540	41,930	55,110
90km	29,040	33,650	44,840	59,050
100km	30,850	35,760	47,750	62,990
110km	32,660	37,830	50,580	66,790
120km	34,460	39,910	53,400	70,590
130km	36,270	41,990	56,220	74,390
140km	38,080	44,070	59,040	78,190
150km	39,880	46,150	61,870	81,990
160km	41,690	48,220	64,690	85,790
170km	43,490	50,300	67,510	89,600
180km	45,300	52,380	70,330	93,400
190km	47,100	54,460	73,160	97,200
200km	48,910	56,530	75,980	101,000
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,600	4,120	5,560	7,480
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	8,990	10,300	13,910	18,700

I 距離制運賃表

近畿運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2 tクラス)	中型車 (4 tクラス)	大型車 (10 tクラス)	トレーラー (20 tクラス)
10km	15,060	17,060	22,070	27,890
20km	16,920	19,190	25,020	31,870
30km	18,780	21,330	27,980	35,840
40km	20,630	23,460	30,940	39,810
50km	22,490	25,600	33,900	43,780
60km	24,350	27,730	36,850	47,760
70km	26,200	29,870	39,810	51,730
80km	28,060	32,000	42,770	55,700
90km	29,920	34,140	45,730	59,670
100km	31,770	36,280	48,680	63,650
110km	33,620	38,380	51,550	67,490
120km	35,470	40,490	54,420	71,330
130km	37,320	42,600	57,290	75,170
140km	39,170	44,700	60,160	79,010
150km	41,020	46,810	63,030	82,850
160km	42,870	48,920	65,890	86,690
170km	44,720	51,030	68,760	90,530
180km	46,570	53,130	71,630	94,370
190km	48,420	55,240	74,500	98,210
200km	50,270	57,350	77,370	102,050
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,680	4,180	5,650	7,560
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	9,210	10,450	14,130	18,900

I 距離制運賃表

中国運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2 tクラス)	中型車 (4 tクラス)	大型車 (10 tクラス)	トレーラー (20 tクラス)
10km	13,850	16,160	21,030	26,410
20km	15,610	18,220	23,900	30,260
30km	17,360	20,280	26,770	34,110
40km	19,120	22,330	29,640	37,950
50km	20,870	24,390	32,510	41,800
60km	22,630	26,450	35,380	45,650
70km	24,380	28,510	38,250	49,500
80km	26,140	30,570	41,120	53,340
90km	27,900	32,630	43,990	57,190
100km	29,650	34,690	46,860	61,040
110km	31,400	36,710	49,630	64,740
120km	33,140	38,730	52,390	68,450
130km	34,880	40,750	55,160	72,160
140km	36,630	42,770	57,930	75,860
150km	38,370	44,790	60,700	79,570
160km	40,110	46,810	63,470	83,270
170km	41,860	48,830	66,240	86,980
180km	43,600	50,850	69,010	90,690
190km	45,340	52,870	71,780	94,390
200km	47,090	54,890	74,550	98,100
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,470	4,000	5,450	7,290
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	8,670	9,990	13,620	18,220

I 距離制運賃表

四国運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2 tクラス)	中型車 (4 tクラス)	大型車 (10 tクラス)	トレーラー (20 tクラス)
10km	13,180	15,690	20,470	26,010
20km	14,880	17,710	23,290	29,820
30km	16,580	19,730	26,120	33,640
40km	18,280	21,750	28,940	37,450
50km	19,980	23,770	31,760	41,270
60km	21,680	25,790	34,590	45,080
70km	23,380	27,810	37,410	48,890
80km	25,080	29,830	40,240	52,710
90km	26,780	31,850	43,060	56,520
100km	28,480	33,870	45,880	60,330
110km	30,170	35,850	48,600	64,000
120km	31,860	37,830	51,320	67,660
130km	33,550	39,800	54,040	71,320
140km	35,230	41,780	56,760	74,990
150km	36,920	43,760	59,480	78,650
160km	38,610	45,730	62,200	82,310
170km	40,300	47,710	64,920	85,980
180km	41,990	49,690	67,640	89,640
190km	43,670	51,660	70,360	93,300
200km	45,360	53,640	73,080	96,970
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,360	3,910	5,350	7,190
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	8,390	9,770	13,360	17,990

I 距離制運賃表

九州運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2 tクラス)	中型車 (4 tクラス)	大型車 (10 tクラス)	トレーラー (20 tクラス)
10km	13,450	15,730	20,470	26,120
20km	15,170	17,750	23,290	29,940
30km	16,890	19,780	26,110	33,750
40km	18,610	21,800	28,930	37,570
50km	20,330	23,820	31,750	41,390
60km	22,050	25,840	34,580	45,210
70km	23,770	27,870	37,400	49,020
80km	25,490	29,890	40,220	52,840
90km	27,210	31,910	43,040	56,660
100km	28,930	33,930	45,860	60,470
110km	30,630	35,910	48,580	64,140
120km	32,340	37,900	51,300	67,810
130km	34,050	39,880	54,020	71,480
140km	35,750	41,860	56,740	75,150
150km	37,460	43,840	59,460	78,820
160km	39,170	45,820	62,180	82,490
170km	40,870	47,800	64,900	86,160
180km	42,580	49,780	67,620	89,830
190km	44,290	51,760	70,340	93,500
200km	45,990	53,740	73,060	97,170
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,390	3,920	5,350	7,210
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	8,480	9,800	13,380	18,020

I 距離制運賃表

沖縄総合事務局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2 tクラス)	中型車 (4 tクラス)	大型車 (10 tクラス)	トレーラー (20 tクラス)
5km	11,600	13,430	17,670	22,870
10km	12,410	14,380	19,020	24,720
20km	14,050	16,300	21,720	28,430
30km	15,680	18,210	24,430	32,140
40km	17,320	20,130	27,140	35,840
50km	18,960	22,040	29,840	39,550
60km	20,600	23,960	32,550	43,260
70km	22,240	25,870	35,250	46,970
80km	23,870	27,790	37,960	50,680
90km	25,510	29,710	40,670	54,390
100km	27,150	31,620	43,370	58,100
110km	28,770	33,490	45,970	61,650
120km	30,380	35,360	48,570	65,200
130km	32,000	37,230	51,170	68,750
140km	33,610	39,090	53,770	72,300
150km	35,230	40,960	56,370	75,850
160km	36,840	42,830	58,970	79,400
170km	38,460	44,700	61,570	82,950
180km	40,070	46,570	64,170	86,500
190km	41,690	48,430	66,770	90,050
200km	43,300	50,300	69,370	93,600
200kmを超えて10km を増すごとに加算する金額	1,600	1,850	2,560	3,480

Ⅱ 時間制運賃表

(単位:円)

種 別			車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
			局 別				
基 礎 額	8 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	33,250	39,840	53,240	68,890
			東北	33,160	39,880	52,610	68,440
			関東	39,380	46,640	60,090	76,840
			北陸信越	34,630	41,160	54,400	70,020
			中部	36,390	43,230	56,440	73,120
			近畿	37,640	43,920	57,690	73,970
			中国	34,740	41,760	55,200	70,430
			四国	33,140	40,640	53,870	69,470
			九州	33,770	40,740	53,860	69,700
	沖縄	31,310	37,550	50,420	66,390		
	4 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	19,950	23,900	31,940	41,330
			東北	19,900	23,930	31,570	41,060
			関東	23,630	27,980	36,050	46,100
			北陸信越	20,780	24,700	32,640	42,010
			中部	21,830	25,940	33,860	43,870
			近畿	22,580	26,350	34,610	44,380
			中国	20,840	25,060	33,120	42,260
			四国	19,880	24,380	32,320	41,680
			九州	20,260	24,440	32,320	41,820
沖縄	18,790	22,530	30,250	39,830			
加 算 額	基礎走行キロを超える場合 は、10kmを増すごとに	北海道	350	410	630	930	
		東北	340	410	630	920	
		関東	350	410	630	930	
		北陸信越	340	410	630	920	
		中部	340	410	630	920	
		近畿	340	410	630	920	
		中国	340	410	630	920	
		四国	340	410	630	920	
		九州	340	400	630	920	
	沖縄	340	410	630	920		
	基礎作業時間を超える場 合は、1時間を増すごとに (4時間制の場合であっ て、午前から午後をわたる 場合は、正午から起算した 時間により加算額を計算す る。)	北海道	2,790	2,930	3,150	3,700	
		東北	2,780	2,910	3,130	3,680	
		関東	3,710	3,890	4,180	4,920	
		北陸信越	2,990	3,140	3,380	3,970	
		中部	3,310	3,480	3,740	4,400	
		近畿	3,430	3,600	3,870	4,550	
		中国	3,060	3,210	3,450	4,060	
		四国	2,890	3,030	3,260	3,830	
		九州	2,940	3,090	3,320	3,900	
沖縄	2,550	2,680	2,880	3,380			

III 個建運賃

運送区間ごとに最低積載個数又は重量のいずれか及びこれらに基づく最低保証料を設定した上で、次の式により算出した1個又は1重量あたりの運賃を適用することができる。

(車種別のキロ程に応じた距離制運賃又は車種別の時間制運賃のいずれか及びこれらの運賃に付随する料金) ÷ {(最大積載個数又は重量) × 基準積載率(〇〇%)}

※〇〇は、各運送事業者において設定するものとする。

IV 運賃割増率

【速達割増等】

次の(1)又は(2)に該当する貨物の運送契約をする場合には、当該(1)又は(2)に掲げる割増率を適用することができる。ただし、(1)の割増率を適用する場合においても、Ⅷに定める有料道路利用料は別に実費として収受するものとする。

- (1) 通常想定される配達予定日時よりも早く配達を希望した場合 〇割
- (2) 有料道路の利用が認められない場合
有料道路を代替する一般道のキロ程に応じた運賃について〇割以上

※〇は、各運送事業者において設定するものとする。

※(1)については、積み合わせを前提として、荷主が十分なリードタイムを確保可能な配達を希望した場合には、〇割を割り引いた運賃を設定することができる。

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	小型車、中型車、大型車又はトレーラーの2割
海上コンテナ輸送車	トレーラーの4割
セメントバルク車	大型車又はトレーラー車の2割
ダンプ車	大型車の2割
コンクリートミキサー車	大型車の2割
タンク車 石油製品輸送車	大型車又はトレーラー車の3割
化成品輸送車	大型車又はトレーラー車の4割
高圧ガス輸送車	大型車又はトレーラー車の5割以上

※高圧ガス輸送車については、内容物に対応したタンク仕様により車両本体価格が高額となる場合があることから5割以上とした。

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前5時までに運送した距離に限る	2割
-------------------------	----

V 待機時間料

時間	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
	30分を超える場合において30分までごとに発生する金額		1,680 円	1,760 円	1,890 円
VIに定める積込料・取卸料の適用時間と併せて2時間を超える場合において30分までごとに発生する金額		2,010 円	2,110 円	2,270 円	2,670 円

VI 積込料・取卸料、附帯業務料

【積込料・取卸料】

時間/内容		車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分までごとに発生する金額	フォークリフト又はトラック搭載型クレーンを使用した場合		2,080 円	2,180 円	2,340 円	2,750 円
	手積みの場合		2,000 円	2,100 円	2,260 円	2,650 円
Vに定める待機時間料の適用時間と併せて2時間を超える場合において30分までごとに発生する金額	フォークリフト又はトラック搭載型クレーンを使用した場合		2,490 円	2,610 円	2,810 円	3,300 円
	手積みの場合		2,400 円	2,520 円	2,710 円	3,180 円

【附帯業務料】

附帯業務を行った場合には、運賃とは別に実費として収受

VII 利用運送手数料

運賃の10%を当該運賃とは別に収受

VIII 有料道路利用料

有料道路を利用した区間の料金を別に定めるところにより収受

IX その他実費として収受すべき費用

フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送における施設使用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

X 燃料サーチャージ

1. 以下の算出方法に基づいて算出するものとする。

基準価格:120.00円/L (※)

改定の刻み幅:5.00円/L

改定条件:改定の刻み幅5.00円/Lの幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。

廃止条件:軽油価格が120.00円/Lを下回った時点で、翌月から廃止する。

計算式:(距離制運賃)

走行距離(km)÷車両燃費(km/L)×算出上の燃料価格上昇額(円/L)

(時間制運賃)

平均走行距離(km)÷車両燃費(km/L)×算出上の燃料価格上昇額(円/L)

(個建運賃)

1個又は1重量あたりの運賃の算出にあたって用いた距離制運賃又は時間制運賃の計算式に準ずる

※標準的な運賃の設定に係る原価計算においては、燃料費を120.00円/Lとして算出していることから、燃料サーチャージの基準価格も120.00円/Lとして設定している。各運送事業者が燃料サーチャージを導入する際は、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」(平成24年5月16日最終改定)も参考にしつつ、当該運送事業者が自社の運賃の設定に係る原価計算において基準とした燃料費を燃料サーチャージの基準価格として設定することが望ましい。

2. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の燃料価格上昇額テーブルは下表のとおりとする。

調達している軽油価格		燃料サーチャージ 算出上の代表価格	燃料サーチャージ 算出上の燃料価格 上昇額
基準価格		120.00 円	—
～	120.00 円/L	廃止	
120.00 超	～ 125.00 円/L	122.50 円/L	2.50 円/L
125.00 超	～ 130.00 円/L	127.50 円/L	7.50 円/L
130.00 超	～ 135.00 円/L	132.50 円/L	12.50 円/L
135.00 超	～ 140.00 円/L	137.50 円/L	17.50 円/L
140.00 超	～ 145.00 円/L	142.50 円/L	22.50 円/L
145.00 超	～ 150.00 円/L	147.50 円/L	27.50 円/L
150.00 超	～ 155.00 円/L	152.50 円/L	32.50 円/L
155.00 超	～ 160.00 円/L	157.50 円/L	37.50 円/L
160.00 超	～ 165.00 円/L	162.50 円/L	42.50 円/L
165.00 超	～ 170.00 円/L	167.50 円/L	47.50 円/L
170.00 超	～ 175.00 円/L	172.50 円/L	52.50 円/L
175.00 超	～ 180.00 円/L	177.50 円/L	57.50 円/L
180.00 超	～ 185.00 円/L	182.50 円/L	62.50 円/L
185.00 超	～ 190.00 円/L	187.50 円/L	67.50 円/L
190.00 超	～ 195.00 円/L	192.50 円/L	72.50 円/L
195.00 超	～ 200.00 円/L	197.50 円/L	77.50 円/L
200.00 超	～ 205.00 円/L	202.50 円/L	82.50 円/L

※算出上の代表価格は、刻み幅の中間値とした。

※算出上の燃料価格上昇額は、(算出上の代表価格－基準価格)とした。

※軽油価格が、205.00円/Lを上回った場合は、改定の刻み幅5.00円/Lの幅で算出上の代表価格及び算出上の燃料価格上昇額を算出するものとする。

3. サーチャージ額算出のための車両燃費は以下のとおりとする。

車種	燃費
小型車（2 t クラス）	〇〇km/L
中型車（4 t クラス）	〇〇km/L
大型車（10 t クラス）	〇〇km/L
トレーラー（20 t クラス）	〇〇km/L

※〇〇は、各運送事業者において設定するものとする。

4. 時間制運賃の場合のサーチャージ額算出のための条件（平均走行距離）は以下のとおりとする。

車種	8 時間制	4 時間制
小型車（2 t クラス）	100km	50km
中型車（4 t クラス）	130km	60km
大型車（10 t クラス）	130km	60km
トレーラー（20 t クラス）	130km	60km

5. 端数処理

端数処理として、円単位に小数を切り上げる。

XI その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

航空

○国土交通省告示第 985 号（令和 6 年 7 月 2 日）

国 運 審 第 1 1 号
令和 6 年 6 月 1 3 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

運輸審議会会長 堀川 義弘

答 申 書

スプリング・ジャパン株式会社からの混雑空港運航許可申請について

令 6 第 9 0 0 1 号

令和 6 年 5 月 7 日付け国空事第 8 4 号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

スプリング・ジャパン株式会社の申請に係る混雑空港（東京国際空港）を使用して運航を行うことについては、許可することが適当である。

理 由

1. 申請者は、東京国際空港を使用して国内定期航空運送事業を経営するため、本件申請を行ったものである。

申請者の運航計画によれば、東京国際空港～新千歳空港間及び東京国際空港～北九州空港間の各路線について、令和6年8月1日からエアバス式A321型機を貨物専用機として使用し、1日に各1往復の運航を行おうとするものである。

2. 混雑空港を使用して国内定期航空運送事業を営もうとする本邦航空運送事業者は、航空法第107条の3第1項の規定により、混雑空港ごとに、当該混雑空港を使用して運航を行うことについて国土交通大臣の許可を受けなければならない。

また、国土交通大臣は、当該許可をしようとするときは、同条第3項各号の基準によってこれをしなければならないとされており、その許可の基準は以下のとおりである。

(1) 運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであること

(2) 競争の促進、多様な輸送網の形成等を通じて利用者の利便に適合する輸送サービスを提供するものであること等当該混雑空港を適切かつ合理的に使用するものであること

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件については公聴会の開催の申出がなかったことから、公聴会は開催していない。

(1) 申請者の運航計画に定める東京国際空港での発着は、他の航空運送事業者を含む使用状況等から判断し、同空港における発着調整基準に合致している。

また、申請者の運航計画は、新千歳空港及び北九州空港における発着時刻がそれぞれの空港の利用時間内となっているとともに、東京国際空港、新千歳空港及び北九州空港で運航及び整備等に要する時間及び体制が確保されている。

このため、申請者の運航計画は、上記2. (1)の基準を満たすものである

と認められる。

(2) 現在、東京国際空港～新千歳空港間及び東京国際空港～北九州空港間の各路線では、他の航空運送事業者により、航空貨物を受け入れることのできる旅客便がそれぞれ1日に50往復程度及び10往復程度運航されている。

本件申請は、上記各路線において貨物専用機を運航し、現在運航されていない時間帯に新たな選択肢を用意することで、利用者の利便に適合する輸送サービスを提供するものである。

このため、本件申請は、上記2.(2)の基準を満たすものであると認められる。

4. 以上のことから、本件申請は航空法第107条の3第3項各号に掲げる基準に適合するものとして、同条第1項に基づき、国土交通大臣が本件申請を許可することは適当であると認める。

IV 意見聴取

鉄・軌道

○大阪市高速電気軌道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限設定の認可申請事案

(令6第4001号)

開催月日	開催場所	出席者氏名及び職名	備考
3月28日	運輸審議会 審議室	大阪市高速電気軌道株式会社 河井 英明 代表取締役社長 堀 元治 交通事業本部本部長 江口 清司 交通事業本部執行役員 桑原 耕一 交通事業本部 交通計画部部長 北野 昌美 交通事業本部 交通計画部 運賃収入・制度課長	申請者

V 3項認定

月 日	事 案 の 内 容	説 明 部 局
6月18日	大阪市高速電気軌道株式会社からの軌道特許の申請について	鉄 道 局

VI 報告聴取

月 日	事 案 の 内 容	説 明 部 局
1月16日	令和6年の審議見通し及び令和5年の審議状況について	運輸審議会審理室
2月20日	運輸安全マネジメント制度の実績及び取組について	大臣官房運輸安全 監理官室
3月5日	鉄軌道の収入原価算定要領の見直しについて	鉄 道 局
3月7日	バス運賃改定における審査方法の見直しについて	物流・自動車局
3月26日	タクシー特措法に基づく特定地域の状況について	物流・自動車局
4月4日	混雑空港の許可制度等について	航 空 局
6月20日	JR北海道を取り巻く最近の経営状況について	鉄 道 局

Ⅶ 委員の構成等

(令和6年6月30日現在)

○委員

区 分	氏 名
会 長	堀 川 義 弘
会 長 の 職 務 を 代 理 す る 常 勤 の 委 員	和 田 貴 志
委 員 (非 常 勤)	二 村 真 理 子
委 員 (非 常 勤)	三 浦 大 介
委 員 (非 常 勤)	大 石 美 奈 子
委 員 (非 常 勤)	吉 田 可 保 里

(備考)

委員の任命(新任) 吉田 可保里 委員(令和6年3月2日付)

<新委員紹介>

よしだ かほり
吉田 可保里

平成 8年 3月 北海道大学工学部卒業
4月 (株)リクルートコスモス入社
18年 9月 (株)コスモスイニシア(名称変更)(平成19年3月辞職)
22年 3月 青山学院大学大学院法務研究科修了
23年12月 弁護士登録(第二東京弁護士会)
高木佳子法律事務所入所
25年 9月 T&Tパートナーズ法律事務所(名称変更)
令和 元年 6月 東急建設(株)取締役(社外)
2年 8月 中央建築士審査会委員

○運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員

区 分	氏 名
部 会 長	和 田 貴 志
部 会 長 の 職 務 を 代 理 す る 委 員	三 浦 大 介
専 門 委 員	小 松 原 明 哲
専 門 委 員	渡 辺 研 司
専 門 委 員	稲 葉 緑
専 門 委 員	井 料 美 帆
専 門 委 員	佐 藤 泰 弘
専 門 委 員	岩 貞 る み こ

(備考)

部会長の任命（再任） 和田 貴志 委員（令和6年3月5日付）

部会長の職務を代理する委員の任命（新任） 三浦 大介 委員（ ” ）

専門委員の任命（新任） 岩貞 るみこ 専門委員（令和6年4月1日付）

○事案処理職員

官 職	氏 名
総合政策局 次長（運輸審議会審理室長）	大 野 達
総合政策局 運輸審議会審理室 評価官	渋 武 容
総合政策局 運輸審議会審理室 企画官	木 村 久 美
総合政策局 運輸審議会審理室 課長補佐	藤 澤 正 幸
総合政策局 運輸審議会審理室 課長補佐	松 田 純
総合政策局 運輸審議会審理室 課長補佐	山 口 秀 太
総合政策局 運輸審議会審理室 課長補佐	浅 井 亮 平
総合政策局 運輸審議会審理室 専門官	増 田 孝 之
総合政策局 運輸審議会審理室 係長	廣 井 才 人
総合政策局 運輸審議会審理室 主査	水 田 未 来
総合政策局 運輸審議会審理室 係員	長 津 朋 哉
総合政策局 運輸審議会審理室 係員	近 田 一 紀
総合政策局 運輸審議会審理室 係員	藤 間 祐 貴

運輸審議会半年報

令和6年1月～6月